

準大手事業者の審査状況について

平成28年11月10日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

ネットワーク事業監視課



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

準大手事業者の審査について

- 準大手（7社）については、料金審査専門会合委員の意見を聞きつつ、委員会事務局及び経済産業局監視室において審査を実施している。

各社の申請内容（3ヵ年平均）

（単位：百万円）

	比較査定ネットワーク費用	個別査定対象ネットワーク費用						事業報酬等	控除項目	合計
		需給調整	修繕・減価償却・除却費	需要調査・開拓費	事業者間精算費	租税課金等	小計			
北海道ガス	5,080	158	8,850	528	639	1,164	11,338	1,340	76	17,682
仙台市ガス局	3,420	44	4,402	—	—	569	5,015	1,462	994	8,903
京葉ガス	9,445	—	9,626	—	1,738	1,649	13,013	1,374	446	23,387
北陸ガス	3,242	—	6,114	—	1,946	630	8,691	765	152	12,546
静岡ガス	5,614	170	5,566	—	1,048	791	7,575	1,107	1,192	13,103
広島ガス	5,165	1,754	6,101	—	—	838	8,693	858	5	14,711
西部ガス	11,847	936	10,026	—	—	1,830	12,792	2,434	579	26,494

審査状況

- 準大手7社については、10月20日、各経済産業局等から、料金審査専門会合委員に審査状況を説明し、委員の意見聴取した。それを踏まえ引き続き審査を進めている。準大手以下の事業者も共通の課題について適宜委員に相談しつつ、大手3社における議論の方向性を踏まえ、各局において審査を進めている。

事務局から説明・相談した主な事項

委員の意見

需要想定

- 二重導管規制の緩和による離脱は、全社需要想定に見込んでない
- 特になし

設備投資 関連費用

- 老朽化した導管監視センターの建て替えにあわせて、本社社屋（現・賃貸）を新たに建設する事例
- 使用実態等を踏まえ、現在の導管監視センターの簿価を査定した金額の割合を、建設費用（センター立て替え及び社屋建設の合計）に反映して査定すべきではないか
- 独身寮の空き部屋を災害時対応として
いる事例
- 宿舎を災害対応として利用することは認められる
- 利用実態等を踏まえて、災害対応用の部屋数が過剰でないかを確認すべきではないか
- 将来的に高圧で運用する高圧導管を、現在は中圧で運用している事例
- 設計上と実際の運用が異なる場合には、実際の運用による（中圧導管工事費用との差額を査定する）すべきではないか

主な確認事項

委員の意見

修繕費

- 具体的な修繕計画に基づかない「保安対策引当金」を原価計上している事例

- 修繕計画を精査して査定すべきではないか

公租公課

- 事業税について、課税標準額の算定に当たり、総原価から事業者間精算費を控除して算定していない事例
- 固定資産税の算出に用いる期首帳簿価額に建設仮勘定が誤って計上されていた事例

- 課税標準の算定に当たっては、総原価から事業者間精算費を控除して算定すべきではないか
- 固定資産税の算出に用いる期首帳簿価額から建設仮勘定は除外すべきではないか

事業報酬

- 原価算定期首の未償還残高の支払利息が原価計上されている事例（資金対象設備を確認できない場合）

- 詳細資料を確認できない場合には、平成27年度期末の固定資産簿価をもって査定すべきではないか。

主な確認事項

委員の意見

需給 調整費

- 必要調整力の算定において「原価算定期間における1時間あたりの最大ガス量」の熱量（MJ）と、告示で定めているm³あたりの単価の換算に用いている熱量が異なっている事例
- 必要調整力に導管事業者が所有するガスホルダーからの送出量が含まれている事例
- 告示の熱量で再計算して査定すべきではないか
- 製造工場からの送出量に調整力を乗じて算定すべきであり、ガスホルダーからの送出量は除外すべきではないか

- 上記費用のほか、需要調査・開拓費、事業者間精算費・収益、比較査定対象ネットワーク費用、経営効率、高経年化対策についても、大手3社の議論を踏まえた審査を実施している。